

図書館資料のコピーと著作権法について

本来、資料をコピーするには、著作権者の許諾を受けなければなりません。ただし、一定の要件を満たす場合に限り、例外として、著作権者に許諾を求める手続きを省略してコピーすることが認められています。図書館内での複写は、著作権法第31条(図書館等における複製)が適用されます。

コピーを希望する場合は、各館コピー機周辺に設置している**文献複写(コピー)誓約書**に必要事項を記入し、**誓約書回収箱**に入れてから、コピーをしてください。

コピーできる条件は以下の表の範囲です

資料の種類	複写できる範囲
単行本	著作物全体の半分まで。
短編集・論文集 ・分担執筆など	それぞれの作品・論文・執筆箇所の半分まで。
博士論文	1冊が1つの論文で構成されている場合には半分まで。 なお、複数冊で構成されている場合には、それぞれの冊子の半分まで。
規格	国内・海外にかかわらず、国が制定した規格本文は全部複写可。それ以外の規格の本文は半分まで。 日本規格協会作成の翻訳文、解説等はそれぞれの半分まで。
地図	1枚ものの地図の場合は、その1枚の半分まで。 地図帳の場合、1つの地図の半分まで(1ページ以下の地図は複写不可)。 ただし、国土地理院が作成した地図(CD-ROMを除く。)は、調査研究目的であれば、全部複写可。
写真	個々の写真の半分まで(1ページ以下の写真は複写不可)。 ただし、その写真が昭和32(1957)年以前発行の場合には、全部複写可。
絵画	個々の絵画の半分まで(1ページ以下の絵画は複写不可)。
楽譜・歌詞	個々の楽譜・歌詞の半分まで(1ページ以下の楽譜・歌詞は複写不可)。
雑誌や新聞	次号が発行されたもの、あるいは刊行から3か月経過したもので、雑誌・新聞等に掲載された 個々の論文・地図・写真・絵画・楽譜等の著作物については、その全部を複写可 前述の期間を経過していない最新号については、複写不可。

【注意】

- ・複写(コピー)はひとり1部までです。
- ・図書館資料以外(持ち込み資料やノート等、図書館の蔵書以外)のものは館内でコピーできません。
- ・破損資料の複写はご遠慮ください。
- ・複写の際に破損するおそれのあるものについては、カウンターのスタッフにご相談ください。

※著作権についての詳細は、下記 URL にてご確認ください。

- ・文化庁(著作権制度) <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/>
- ・著作権情報センター <https://www.cric.or.jp/>
- ・大学図書館における文献複写に関する実務要項 <https://www.janul.jp/j/documents/coop/yoko.pdf>